

令和6年度 第1回桂川町総合教育会議会議録

日 時 令和7年2月14日（金）
場 所 桂川町住民センター2階 会議室
開 会 10時00分
閉 会 11時50分
出席者 井上町長、大庭教育長、河部教育委員、新宮教育委員、原野教育委員、
小平企画財政課長、平井学校教育課長、尾園古墳館長、伊藤教務係長
傍聴人 0人

10時00分開会

○（伊藤教務係長） それでは、時間となりましたので、令和6年度第1回桂川町総合教育会議を始めさせていただきます。

なお、本日の会議につきましては、桂川町総合教育会議運営規程に基づきまして公開での開催になっておりますが、本日は傍聴人がございませんことをこの場を借りて御報告申し上げます。

それでは、改めまして開会でございます。

開会に当たりまして、町長挨拶をお願いいたします。

○（井上町長） 改めましておはようございます。今日は総合教育会議ということで、私といたしましては、おなじみの顔ぶれという中でいろんな議題について共有できますことをここに感謝申し上げます。

現状、課題はたくさんあるかと思えます。そういう中で、今日の協議の中では特に「将来の教育施設の在り方について」ということでお話しさせていただきます。この件につきましても、委員の皆さんの忌憚のない御意見を賜りたいという思いでありますので、形としては、フリートークの形で進めていきたいと。そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、子供たちに関わる様々な事案等があるかと思えます。委員の皆さんには、もう常日頃から十分御承知の件も多いと思えますが、私自身も認識を高めるためにいろいろな御意見等を伺いたいと思っておりますので併せてよろしくお願いをいたします。

○（伊藤教務係長） ありがとうございます。

桂川町総合教育会議の設置要綱第4条に基づきまして本会議は町長が総合教育会議の議長となると規定されておりますので議事進行につきましては町長をお願いしたいと存じます。

それでは、井上町長、お願いいたします。

○（井上町長） それでは、早速ですけれども、項目3の報告事項に入ります。

（1）の桂川町の児童生徒の学力の向上について説明をお願いします。

○（山中主任指導主事） 学校教育課主任指導主事の山中でございます。

令和6年4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果について報告させていただきます。

中段の黄色で囲っている部分の表を御覧ください。

左側、小学校につきましては、桂川町標準化得点103.8、算数102.4という結果です。標準化得点と申しますのは全国の平均正答率に対して本町の平均正当率を割ったものでございます。小学校においては国語・算数ともに全国平均を超えることができいております。

右側のブロックですが、中学校です。標準化得点は国語82.5、数学77.5ということでまだまだ全国には遠い状況でございますが、3列目の平均正答数というところを見ていただきますと、国語に関しましては全国が8.7問解いているのに対して桂川町は7.2問ということで、あと1.5問程度解ければ全国に達するという見込みでございます。数学においても全国は8.4に対して桂川町6.5ということで、あと2問程度解ければと思っています。

中学校はまだまだ厳しい状況ではありますが、昨年と比べると上昇の傾向でございます。

また、小学校の6年生が中学3年生になったとき、令和9年度で国語は標準化得点100にいくように、数学においては90にいくように各学校に学力向上策について指導をしているところでございます。

2ページ、3ページにおいては本町の子供たちで課題のある問題を分析して羅列しておりますが、これも昨年度までに比べるとかなり課題のある問題が減ってきたということで、とてもよい傾向にあると思っています。

4ページを御覧ください。

4ページからはいわゆる数値で測ることのできない子供たちの学びに対する意欲であるとかコミュニケーション力であるとか、また学習習慣の状況や生活習慣の状況を調査しているものでございますが、桂川町の状況は、肯定的に回答した「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」、この2つを足した割合は全国と同等か全国を超えるという良好な状況でございます。県教育委員会からも高い評価を得ているところでございます。

ただし、4ページの下、家庭での学習習慣の定着ということで、平日に学習が1時間未満の児童生徒の割合は昨年度と比較して、小学校は5.5ポイント、中学校は19.6ポイント増えているという、ちょっと下降傾向にございますので3校に対して来年の学力向上策に家庭学習の時間をしっかりと確保するよう、反映するように指導を行っているところでございます。

5 ページを御覧ください。

5 ページの下段、ICTを活用した状況ですが、これも「ほぼ毎日使っている」「週3回以上使っている」というところは全国を超える状況でございます、特に桂川東小学校においては全国でも突出して利用しているという高い評価を得ているところでございます。

以上でございます。

○（井上町長） ただいま児童生徒の学力向上について説明がありました。皆さんから御意見や御質問等あればお願いしたいと思います。

○（河部教育委員） 私から。昨日、学力向上検証改善委員会が開催されました。各学校等、先生方の努力によって全体的に底上げが図られて成果につながっているということが確認できました。今後、さらに国語力の強化また読解力の向上に努めて自ら学ぶことを高め続けていただくことが重要だと。そのように考えております。

以上です。

○（井上町長） ありがとうございます。この改善委員会というのは何人ぐらいで構成されていますか。

○（河部教育委員） 各学校から校長と改善委員ですね。あとは教育事務所から。

○（井上町長） はい。ほかにいかがでしょうか。——先ほどの説明の中で、これは私の聞き間違いなのかもしれませんが、小学校はいわゆる標準化得点が100を超えているわけですが、全国平均を超えているということで非常に喜ばしいと思います。中学校のほうは昨年よりもかなり数字的には落ちていっているように思いますが。

○（山中主任指導主事） 数学は6.7ポイント上昇していますが、国語は6.1ポイント下降しています。

○（大庭教育長） 経年変化ですよ。

○（山中主任指導主事） はい。

○（井上町長） 去年の調査結果、この会議に諮られているわけですが、私とその数字と比較して見たときに昨年よりも国語・数学ともに低いのですが。

○（山中主任指導主事） 中学校の数学が6.7ポイント上昇しているというのは中3の生徒が中2のときに県学力調査というのを受けていましてそれに比べると1年で6.7ポイント上昇したということです。町長がお持ちの昨年度の点数は子供たちが同じ子供たちではないので、去年との比較はできますが、同じ子供たちの伸びが比較できないということでもあります。

○（井上町長） では、小学校もそういう。

○（山中主任指導主事） 小学校も分析は同様にしているところでございます。

○（井上町長） はい。わかりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。——それでは、

ないようですから次に進みたいと思います。

(2) の教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策について説明をお願いします。

○ (平井学校教育課長) では、資料を御覧ください。

教育の条件整備について、今年度のソフト面についてですが、少人数措置につきましては例年どおり町の単費講師を配置しておりまして30人程度の学級編成で進んでおります。令和3年3月31日に成立しました国の施策によりまして令和3年度から5年間かけて1クラス当たり35人に引き下げるようになっておりますので、国の定数35人学級は現在5年生までで、6年生が国の措置では40人学級となっております。少人数学級の状況は後ほど御説明いたします。

次に本年度の5月1日現在の児童生徒数についてですが、桂川小学校については524名で昨年度と比べますと4名の減となっております。クラスとしては昨年度の27クラスから1クラス増の28クラスとなっております。そのうち特別支援学級については知的クラスが5クラスで昨年度の4クラスから1クラス増となっております。情緒クラスについても昨年度の4クラスから1クラス増の5クラスで合わせて本年度は10クラスとなっております。

昨年度と比べますと、特別支援学級は2クラスの増、通常教室は19クラスから18クラスの1クラス減となっております。

少人数の措置については町の単費で対応しておりまして、本年度は2年生と6年生の2クラスを措置しております。昨年度は1年生、5年生、6年生の3学年でしたので、少人数の措置としましては、本年度は2学年となり、1クラスの減となっております。

次に、東小学校は児童数114名で、昨年度対比で9名の減少、クラス数は9クラスで変更はありません。そのうち特別支援学級は知的1クラス、情緒2クラスで昨年度と同様でございます。東小学校につきましては少人数措置が不要ですので単費の少人数講師の配置はしておりません。

中学校については304名で昨年度と比べますと33名の減少となっております。クラスは昨年度の13クラスから1クラス減で12クラスでございます。そのうち特別支援学級は知的学級2クラス、情緒学級1クラスです。町単費の講師は2名を配置しております。

3校を合わせますと942名で昨年度と比較して46名の減少でございます。特別支援学級は桂川小学校の2クラス増でございます。

次に、学力アップ向上につきまして、桂川町では、平成23年度から25年度までの3年間にわたり学力向上推進強化市町村の指定を受け、小中学校の3校を学力向上推進校に指定して桂川町学力向上推進事業を実施してまいりました。その後も指定を受け続け、令和2年度から4年度までの3年間の指定を受けております。令和5年度からは3年間の事業から1年間の事業となり、本年度も指定を受けております。

各学校には学力アップ向上推進講師をそれぞれ1名ずつ配置しております。また、平成26年

度より、町単費により小学校に1名ずつの週12時間講師、中学校に1名、週16時間講師を配置し、習熟度別分散授業等を実施しております。

次に、特別支援関係につきましては、特別支援が必要な児童生徒の増加が見受けられます。学校教育法により小中学校に在籍する教育上特別な支援を要する児童生徒に対して障害による困難を克服するための教育を行うため特別教育支援の支援員及び介助員を配置しております。今年度の配置としましては、特別教育支援員を各学校それぞれ1名、介助員は桂川小学校に4名、桂川東小学校に2名を配置している状況でございます。

次に、ICT関係では、ICT指導員の補助を1名配置し、各学校に派遣しております。令和3年度からは、GIGAスクール構想による1人1台端末が整備され、タブレットによる授業が開始されたこともあり、以前は小学校2校に兼務で配置しておりましたICT補助員を、令和3年度からは小中学校3校の兼務で1名を配置しております。

また、ICT教育の推進に向けて急速に教育環境が変わる中、令和4年度からはさらにGIGAスクール推進事業委託料として業者からのGIGAスクールサポーターを各学校に派遣しております。こちらも町単費で対応しております。教育現場では、タブレットや電子黒板の導入、校務支援システムなど、ICT機器が浸透している中、サポート体制の整備を整えております。

次に、中学校につきましては、中学校のサポート教室の措置ということで、平成15年、16年度にサポート教室実践モデル校として中学校に指導員を配置、その後、モデル校指定期間終了に伴い、平成17年9月からサポート教室を町の単費で配置しております。

サポート教室では、学校に登校することができても、通常学級で学習することが厳しいというような生徒のために少人数対応で学習支援や適応相談を行っておりまして、現在、教員として配置しております。

次に、指導主事等の配置についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により指導主事を配置して本年度で15年目となります。これまで退職校長を指導主幹として教育委員会に1名配置しております。学校現場との連携を密にして学力向上をはじめとする様々な課題に対応しております。平成24年度より本町単独での教育論文募集も取組として行われております。

また、地域と学校を結ぶ学校支援地域本部を平成27年10月に立ち上げまして、地域人材を学習ボランティアとして派遣し、学校教育の活性化と地域住民の生涯学習の推進を図っていく学校支援コーディネーターを教育委員会に1名配置しております。

令和3年度からは、コーディネーターと指導主事を兼務し、学校への指導や助言ができるようにしております。本年度は、学校教育に関する様々な課題の解決について対応するため、退職校長の指導主幹から現職の教職員を配置して主任指導主事として配置し、強化を図っているところ

でございます。

また、不登校の対応としましてスクールソーシャルワーカーを町の単費により週16時間の配置を実施しております。令和2年度から週8時間から週16時間に拡大し、以前は中学校限定としておりましたが、現在は中学校を拠点として必要に応じて小学校を訪問して学校と連携をしております。不登校の状況については項目3で後ほど御説明させていただきます。

次に教育関係の整備としまして土曜学習教室の取組を実施しております。平成28年度から令和3年度まで県の事業により県立大学より講師を派遣していただいておりますが、県の事業は令和3年度までで終了となりましたので現在は県立大学の生徒や地域の方で県内大学に所属している学生に講師として来ていただいております。

本年度からは、先進的な取組として、オンライン授業を活用し、外国人講師と日本人講師により英語に特化した学習支援を実施しています。また、大学生にはプリント学習やサポーターとして指導を頂いております。当初の参加見込数80名を上回り、103名の児童生徒が申込み・参加をしております。

土曜学習教室は6月開始で夏休み期間を除く原則第2・第4土曜日で年間14回開催しております。桂川町の児童生徒への学習機会の提供及び地元大学生や地域人材等を活用した学習支援を推進することにより児童生徒の学ぶ意欲や確かな学力の育成を図ることを目的としております。小学校は5年生と6年生を対象としております。中学校は全学年を対象として実施しているところでございます。

以上がソフト面についてでございます。

次にハード面について御説明いたします。

令和6年度の主なものとしては、桂川中学校と給食共同調理場で照明機器LED整備工事を実施しております。桂川中学校においては照度検査で1階の教室が少し暗いということでありましたので全館において実施いたしました。給食共同調理場では、消費電力を抑え、特に蛍光灯は虫が寄りつくのでLEDに更新して異物混入を防止していくということで全館実施しております。LED工事は、CO₂の排出を削減し、持続可能な環境保護に向けての推進事業である脱炭素推進事業債を活用しております。

桂川東小学校では、屋外のブランコが老朽化しておりましたので、児童の安全のためブランコの取替工事を実施いたしました。資料に挙げております金額については執行額でございます。

最後に学校給食費の口座引落としについてでございます。保護者の皆様から要望が上がってまいりました給食費の口座引落としは令和7年1月から開始をしております。

教育環境の整備につきましては、以上で説明を終わります。

○（井上町長） ただいま説明がありました。この内容等について御意見、御質問等あればお願い

したいと思います。

- （大庭教育長） 学級編制です。今、近隣の市町、全国的には児童生徒数の減と言われておりますが、本町においてはどちらかというともまだ微減という状況であります。しかしながら、学級数が非常に増えています。特に特別支援学級ですが、特別支援学級は本町だけでも小中学校を合わせて現在のところ15学級です。15学級ということはそれだけで15人の担任が必要になるということになります。

そういったところも踏まえて非常に教員が足りないという状況がありますが、このことについて、事務局としての見解があれば出していただければと思いますが。

- （山中主任指導主事） 特別支援学級の入級に関しましては、医学的見地、教育的見地から教育支援委員会に諮問しまして入級が妥当かという審議を行って、その後、教育委員会で入級の決定を行っています。

ただし、今まで、支援委員会任せと申しますか、学校と保護者との面談が主になっていましたので、これからはそこに教育委員会も入って保護者のニーズ、子供のニーズ、困り感をしっかり把握して適切な就学が行えるように指導・助言や相談活動に力を入れてまいりたいと思っております。

- （井上町長） よろしいですか。

- （大庭教育長） はい。

- （井上町長） ほかにありませんか。

- （河部教育委員） 私から。ICTの活用についてですけれども、各学校とも積極的に取り組まれておりますが、さらに教育のDXを積極的に進めるということで、教員のICT活用の指導力の向上、また、効果的な活用方法の習得が必要であると。さらに学びの充実や働き方改革に向けてさらに推進すべきと考えております。

- （井上町長） ありがとうございます。

教育のDXはなかなか難しいところがありますけれども、その点も含めて皆さんのほうから。ご意見ありませんか。

- （原野教育委員） 私もICT関連ですけど、私はハード面についてなんですけど、各端末が今支給はされていると思うんですけど、そこで2点ほど確認があるんです。

子供たちに渡したら大体落としたりして画面を割ったりとかそういうことが発生していないのかなというのがあるのとそれに対する費用ですね。費用面というのはきちんと確保を、もちろんされているかと思いますが、というのが1点。

もう一個は、ずっと使えるわけでもありませんので定期的な交換が当然発生すると思っておりますけど、その辺に関しては、業者から当然提案があるかとは思いますが、その辺の妥当性というか、

その辺もきちっと検証した上で実施されているかどうかというのが知りたいところではあります。

○（井上町長） 山中主任。

○（山中主任指導主事） まず、1点目の河部教育委員からの御質問に関しては、現在、町の会計年度職員としての1名が3校を回って授業に入りながらこんな活用ができるよという支援を行っていますし、麻生情報システムさんと契約しているGIGAスクールサポーターの方も単なる電算処理だけではなくて教室に入って先生方の指導力の向上を行っているところであります。

また、DXにつきましては、成績処理などにおいて統合型支援ソフトC4t hというのを導入しています。それからAIを使った自動採点システムの実証事業等にも取り組んでいるところでございます。

2点目の原野教育委員さんのハード面については伊藤係長からよろしいですか。

○（伊藤教務係長） それでは、タブレットの修繕についてでございます。

予算につきましては、3校ともそれぞれ十分な予算を確保させていただいております。

ちなみに、令和6年度の修理件数につきましては、令和5年度に比べてぐっと数は減っておりますが、桂川小学校におきましては、概数でございますが、現時点で桂川小学校で12台程度、桂川東小学校、桂川中学校からは修理の依頼は現在上がっておりません。

1台当たりの修理代の平均額ですけれども、1台当たり大体2万円くらいから、上は5万円いかないくらい、4万9,000円くらいの額で修繕費用が出ております。

主な修繕の原因につきましては、落下による液晶部分の破損、これに加えて……。開閉時の不適切な取扱いによるヒンジ部分の破損。例えば、タブレットの画面が360度開きます。要はキーボードと画面が背中合わせになるくらいに開く。こういったタブレットを採用しております。

児童がタブレットを友達に見せるときに画面を360度開きます。開いた後、元にもどして閉じるわけですが、この際に両手で閉じるのではなくて、閉じるときに机のはじに画面を引っかけて、てこの原理で閉めていました。手で閉めると問題ないのですが、てこの原理で押し込んで閉めてしまうので、ちょうつがいのところ負担が来て破損につながっております。ここに関する破損が今のところ10台ほど。これについては、原因が分かっておりますので、私からはもちろんですが、山中主任からも学校には厳重に取扱いについて注意、指導を頂いております。

以上でございます。

○（大庭教育長） 当然ながらそこは公費負担という形になりますよね。

○（伊藤教務係長） はい。保護者負担等は求めておりません。全額、町費で負担をしております。

○（大庭教育長） 私ども教育長会として全国的に端末の修繕の割合がどれくらいかということで

全国的に調査をかけました。そうしたらおおよそ5%でした。そして、ほとんどの町村が修繕に関しては、公費負担でした。児童生徒が意図的に壊したときには保護者負担ですが、意図的でなければ、全国的に見てもなかなか求めにくいということで公費負担がほとんどであります。

そして、今、1台当たりの修繕にかかる金額が2万円から4万9,000円あたりというところで、全体の5%という単費としてかなりの支出にもつながるのではないかと思います。桂川町としては今の数からすると5%には至っていないということですか。

- （伊藤教務係長） はい。まだ5%までは達しておりません。
- （井上町長） 今の話を聞いていましたが、買い替えの時期が来た時に、機種を選定という部分で、そういった事故が起こりにくいづくりのもの。そういったものを選定するということを考えなければいけない。
- （伊藤教務係長） それはもちろんおっしゃるとおりで、機器の選定については、もちろん小学生は1年生から6年生ぐらいまで使うので使い方もありますし、タブレットは重量もありますので、小さいお子さんと重さについても配慮の必要があります。そういったところも考慮しながら、次回、機器の選定について臨んでいきたいと思っております。
- （井上町長） ほか、いいですか。
- （山中主任指導主事） よろしいでしょうか。
- （井上町長） はい。
- （山中主任指導主事） 仕事柄、他の市町の学校を訪問することも多くございますが、その中でも桂川町はかなり壊れにくい機材を現在調達しているところでございます。
- （井上町長） 壊れにくいと。
- （山中主任指導主事） 他市町よりも良いものが入っています。ただ、子供たちの扱い方が悪いので、そこは各校長を通じて教職員にしっかりと指導を下ろしていただいているところでございます。
- （大庭教育長） 今、言われましたようにそれなりにいい端末が入っているので、先ほどの全国的には5%だけれども、町としてはそれより修繕の発生率が低いということですよ。
- （伊藤教務係長） はい。
- （大庭教育長） では、次に更新の時期についてですが、今後の端末の更新の在り方について何か分かっているところがあれば聞かせていただければと思います。
- （伊藤教務係長） それでは、今後のタブレットの調達についてでございます。

現在、福岡県で共同調達という形で更新をする自治体は手挙げ方式で行うようになっております。機器の選定につきましては県で行います。もちろん県が選定するに当たっては手挙げした自治体からの意見を聞きながら機種を選定を行うという形です。これが令和6年度から行われております。令和6年度については一桁程度の自治体が機器の更新について手挙げをしている状況で

す。

桂川町につきましては令和8年度の機器の更新を予定しております。もちろん県の共同調達に手を挙げる予定で進めております。共同調達に参加をしないと補助金を頂けないという状況になっておりますので、ここについてはそのように進めさせていただきたいと思っております。

調達予定台数としましては、1,000台前後、小学校・中学校。あとは、予備機を含めたところでの調達を予定しております。

また、共同調達でございますので納入業者は県が入札等を行いまして選定を行います。そこにのっとった形で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

雑駁ではございますが、以上でございます。

- （平井学校教育課長） 補足ですけど、教職員のタブレットにつきましても児童生徒と同じものを使用しないと授業に差し支えが出てきますので、教職員用のタブレットにつきましても同じ時期に更新をさせていただきます。

ただ、教職員については補助金が出るかどうかはそのときの補助要件によりますけれども、対応できたらと思っております。

- （大庭教育長） いいですか。
- （井上町長） はい。
- （大庭教育長） 共同調達ということでしたけれども、共同調達をすると国の補助金の対象になるということですね。
- （伊藤教務係長） はい。
- （大庭教育長） では、それに加わらず、単独で更新する場合は補助金の対象外になるという認識でよろしいですか。
- （伊藤教務係長） はい。私が今のところ伺っているところではそういった形になっています。また、県が指定する仕様で機器の入札を行います。県の指定する仕様のもをそのまま自治体が導入すれば、補助金は上限まで出ます。

ただし、自治体の考えによって、県の定める仕様のタブレットでは能力が足りない、もっと良いタブレットの導入を希望する自治体については、「県が決めたタブレットと自治体が望むタブレットの金額の差額については単費で賄うこと」という主旨が令和6年度の要綱の中でうたっていますので、機器の選定についてはそういったところを勘案しながら慎重に進めていく必要があると考えております。

- （井上町長） ほかにいかがでしょう。
- （原野委員） 話は変わりますが、給食費の口座引き落しの件で一点。ぜひとも回収率を追いかけてほしい。というのも、私の子供たちが小学生の頃、PTA役員をやっていたときに、学期ご

とに一度、給食センターに集まって話し合っていたときにほかの市で給食費を引き落とす日に合わせてお金を全部引き出して落ちないようにする保護者がいるという話を聞いたことがありました。そこに関しては回収率が物すごく悪いというのを伺っていました。

「回収率が悪ければその給食ってどうなるの。成り立たなくなりますよね」という話をしたら、普通出していたデザートやめるとか、牛肉を使うところを豚肉に変えるとか。結局、子供が不利益を被る。なので、そういうことが起こらないようにぜひ。

私が当時に真っ先に言ったのは、まだ子供たちが持ってきていた時代だったんで「口座引落ししませんか」と言ったらそういう回答が来たんですよ。「危ないのは分かるけど、子供たちに持たせたほうがまだ回収率がいいんですよ」という回答だったんですよ。ぜひそこは気をつけて見ていただきたい。

○（井上町長） 私も確認したい。今年の1月から開始ですから、現在の口座引落しの率、大体、全体の何割くらいの人たちが口座引落しの希望をしていますか。

○（平井学校教育課長） 今、手元に資料がございませんので、詳しくはご報告できませんが、各学校はほとんど口座引落しの手続が終わっております。桂川小学校については、一部、まだ手続はされていませんけど、80%以上、90%近くになっていると思います。

また、先ほど申しあげましたように、口座引落しは2回行うようにしております。10日と再引落しが25日。それで引落しにならなかった方については、当然、未納という形になります。その方々については、督促状を送ったり電話督促などをして対応しています。そういった方は、現金納付の可能性もありますし、次回の口座引落しで2か月分引き落とす等の方法を各学校と話してもらって対応しているということで、先日も事務員と協議をして話を確認したところでございます。

○（井上町長） いずれにして100%を目指しているということで。進めてください。

○（平井学校教育課長） はい。

○（井上町長） ほかにいかがでしょうか。

これは確認ですけど、先ほどのタブレットの話、教育長のほうから全国平均で5%ということですけども、先ほどの説明の中では桂川町では12件のみと。

○（伊藤教務係長） 令和6年度については今後増える可能性もありますが、現時点では桂川小学校の12件です。

○（井上町長） 12件ということで、数からすれば1,000台ぐらいの中で12件ですから非常に割合が少ないですね。という認識でいいんですかね。

○（伊藤教務係長） はい。

○（井上町長） 分かりました。

もう一点、いわゆる特別支援学級については非常に、気になる場所でありまして、特別支援学級に入るのか入らないのかという一つの判断は学校なり保護者なり協議の中で進められると思いますが、その場合の一番のポイントといいますか、私も、非常に特別支援学級の子供たちが増えているということ自体は、ある意味、危惧しているところがありますので、そういう意味で、仮にリストアップされた子供たち、その判断の方向性というんですかね、そこに何らか一つの考え方、基準のようなものがあるかと思うのですけれども、その辺りを説明していただきたい。

○（山中主任指導主事） 以前は知能指数等を検査しまして、この数値よりも低くあれば特別支援学級に行くという認定就学制度というのがございました。

しかしながら、今は世の中の流れでインクルーシブ教育と申しまして障害のある子ども障害のない子ども共に同じ環境の中で学ぶということが前提になっています。ということは、障害があっても可能な限り通常学級で学ぶことが望ましいということになっていまして数値による判断がなくなりました。そして、今は法的には保護者と子供の意向を最大限尊重するよということになっています。

ただし、保護者の方、または保育所の先生等においては少ない人数の中でその子のペースに合わせてゆっくり学べるということに対して若干の理解の差があります。

具体的に申しますと、少ない人数でゆっくり学べるのだけれども、通常の学級と特別支援学級では全く教育課程が違う。そのことを理解されていないことが一因である可能性もございまして、今、保育所の先生等にも適宜研修を行いまして、説明、理解をしていただいているところがございます。

○（井上町長） 保護者と児童の意向を尊重しようという一つの基本的な考え方ですよね。そういった中で、放課後等デイサービスなどの児童福祉施設が町内でもかなり増えてきております。この部分に関する町の負担というのも当然出てくるわけですが、そういった場合に適切な判断という言葉ではなかなか片づけられないようなところもあろうかと思っております。子供は一人一人違うわけですからなかなか難しいんですが、そういう児童や保護者の方の対応をされる中で特に気づかれることとか、あるいは現状から改善したほうがいいと思われる、そんなことがもしあればお願いしたいと思います。

○（山中主任指導主事） 先ほども申しましたように以前の数値による判断から今は学校教育法施行令第23条で障害の程度の表が示されております。今は手持ちにございませませんが、それに合わせて判断をしています。

サポートが必要な子供たちが自立していくために、可能な限り早い段階での支援があればいろいろと解消されるということがある反面、もう少しゆっくり見てもいいのかなど。小学校1年生は通常学級で試してみても実際に小学校で生活していく中で、困り感が出てから特別支援学級

を斡旋してもいいのかなというふうに。来年はそういった方向で、まずはゆっくり1年生は通常学級でやってみて判断しませんかみたいなことで進めていこうかなと思っております。

○（井上町長） お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○（大庭教育長） 今の件で。以前から比べると非常に特別支援学級への入級が多くなっています。というのは、一つは、保護者の方の意識について、特別支援学級に対するハードルというか、そういったものが非常に低くなってきたのではないかと。

まずは、先ほども説明がありましたけど、特別支援学級に入ったら勉強が分かるようになるかと、そういった認識の方も確かに多いですね。だから、特別支援教育ということ自体をしっかりと知っていただく。そして、また就学前の教育に携わる方々にもそういった事を伝えていくという取り組みが今後必要だと思います。

ただ、今の特別支援教育の制度というのは我が国特有な取り組みで。世界の傾向としては先ほど言っていたインクルーシブ教育という形で障害のある人もない人も同じところで学んでいくということで既に日本のほうは国連から障害者権利条約からの違反の勧告を受けている状況なんです。

しかしながら、文部科学大臣も「いや、そうじゃない。障害を持っている人たちが適正な教育を受けられるということが我が国の特別支援教育の特徴である」と。だからといって隔離をしているわけでは決してないというのが我が国の考え方であるので、特別支援学級を撤廃して同じ教室にというわけにもいかないし、当然、通常学級との交流も必要なことでもあるし、しっかりと、啓発というか、そういったところが今後ますます必要になってくるころだと思っております。

○（井上町長） ほかにいかがでしょうか。

○（皆越教育委員） いいですか。

○（井上町長） はい。

○（皆越教育委員） 今の支援学級の選定のところで先ほどの学校と保護者で協議するということも教育委員会が入ってということろはぜひしっかりとお願いしたいと思います。いろんな目で見ていただければとてもいいと思いますし、今までもずっと支援学級がどんどん増えていく中で支援員も大変苦勞してもらって人員を充てていただけて頑張っていたと思っていますよね、桂川町は。これは年々増えていっているような状況で、支援員の採用の選定について今後どんなふう考えられていらっしゃるか。

例えば、年度の途中で先ほども言われたように最初は通常学級に入って後からどうしても支援が必要なほうに入らないといけなくなると、後から支援員の人手が必要だということろでうま

く対応を町でしていただけると学校現場が助かると思います。そういう町の選定のルールというか、今後どのようにまいやり方ができるかとか検討されていることがあったら教えてもらいたいなと思います。

○（平井学校教育課長） 支援員というか、介助員の方についてはまず学校長からヒアリングを行っております。その中で、来年度に向けてどういう体制がいいのかというところを聞き取りした上で支援員を増やしていくというようなことをしております。実際、支援員を採用するに当たっては、やはり子供が好きな方とかそういう方を面接して検討しているというところなんです。例年、介助員につきましては特別支援学級の入級者が増加している傾向にありますので、介助員も増員しております。

年度途中で雇用したケースは今のところはありませんが、ヒアリングも行っているということで、特段、年度途中で急に必要になったケースは今のところありません。

○（皆越教育委員） ケースが出た場合は。

○（平井学校教育課長） それは、年度当初、学校が始まる前に学校長で状況とニーズを把握していただくということをお願いしております。

○（山中主任指導主事） よろしいですか。

○（平井学校教育課長） はい。

○（山中主任指導主事） 年度途中で学級を移りそうな子供はあらかじめ想定できているので、そこは校長と事前に打合せをしているところです。

○（皆越教育委員） そこまで想定された上で介助員のバランスや人数を検討されているということですか。それはいつも募集という形ですか。

○（平井学校教育課長） 介助員の方は会計年度任用職員でお願いしておりますので毎年度対応ということになります。

○（皆越教育委員） 登録されている方の中から。

○（平井学校教育課長） はい。そうです。今、特別支援学級に普通教室から年度途中に移る子供さんもいますが、特別支援学級で落ち着いたのだということで保護者の方とお話をして、逆に特別支援学級から通常学級に戻るお子さんもいらっしゃいます。

○（皆越教育委員） 分かりました。

○（井上町長） ほかにいかがでしょうか。

○（新宮教育委員） よろしいですか。

○（井上町長） はい。

○（新宮教育委員） 先ほど困り感が出てきてからでもいいじゃないかという話をされていましたが、これは情緒の人たちですか、知的じゃなくて。

- （山中主任指導主事）　そうですね。
- （新宮教育委員）　知的の方は最初から特別に別の授業を受けたほうがいいだろうということで特別支援学級に入るといことですかね。
- （山中主任指導主事）　知的学級の子の全検査知能指数がグレーゾーンの場合は最初は通常学級でしてみるとか。情緒の場合に通常学級にいて通級指導で訓練を受けながら通常学級に入れる。しかし、ちょっと訓練だけじゃ足りないという場合に途中から支援学級に入るといこともございます。
- （新宮教育委員）　情緒の場合はみんなと一緒に入って授業を受けたり、休み時間、共に過ごしたりしていく中で、ちょっとだけいじめ問題に発展したり、うまくいなくて。本人はいじめのつもりじゃないけども、ついカッとなって自分の感情を抑え切れずにやってしまったみたいなことも起きていますけど、それって普通はそういう一部のインクルーシブですよ。 「こういう子もいるよね。 こういう子にはこういうふうに対処していこうね」とい、そういう社会性を養う面では非常にいいかなと思うんですけども、そういった面でのお話で、最初は普通の学級に行きませんかみたいな話をしているといことですかね。
- （山中主任指導主事）　はい。
- （新宮教育委員）　私たちも教育委員としてもっと勉強していかなければいけないと思っているところですよ。
- （井上町長）　ほかにはいかがでしょうか。 いいですか。 ——また後で気がつかれたらお願いをしたいと思ひます。
- それでは、次に進みたいと思ひます。
- （3）の児童生徒の生命、身体保護と緊急の場合に講ずべき措置について説明をお願いします。
- （平井学校教育課長）　児童生徒の生命、身体保護と緊急の場合の措置についてはいじめの件数と不登校についての説明をさせていただきます。
- 各学校のいじめの認知件数を報告いたします。別紙資料で御確認ください。
- 平成27年度から令和元年度までは大きな数の増減はありません。令和2年度から中学校での報告件数が増えてきております。令和6年度については4月から12月までの累計となっております。令和5年度で、桂川小学校については9件、桂川東小学校では1件、桂川中学校で22件でございます。
- いじめの認知については文部科学省の通知によりささいな事案についても報告することとなっております。これによりいじめ件数として数は増えてますが、認知件数の増加は、各学校において初期段階のものも含めていじめを積極的に認知し、その解消に向けて取り組む必要がございます。

このことから、学校として組織的に対処し、初期段階のいじめやごく短時間のうちに解消したいじめ事案についても継続して見守り、日頃から児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、いじめアンケートを定期的の実施し、いじめを訴えやすい体制づくりに取り組んでいる状況でございます。

桂川小学校の今年度の認知件数が急激に増加しておりますのは、いじめを認知後、各学級で指導して既に解決した事案であるということで学校から教育委員会への報告の認識が曖昧になっているケースがございましたので、再度、報告する必要があることを周知徹底した結果でございます。

いじめにより、当該児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたいじめ重大事案が発生した場合は、次の資料をご覧ください。重大事案発生時の対応の1行目にありますとおり、地方公共団体の長まで重大事案が発生した旨を報告しなければならないということになっております。

次に不登校、長期欠席についてでございます。

不登校についての定義につきましては、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあるものとなっております。ただし、病気や家庭的な事情によるものについては不登校からは除いております。病気や家庭的な事情によるものはその他の長期欠席として学校から報告を受けております。年度間の欠席日数が30日以上になりますと不登校もしくはその他長期欠席として学校から報告が上がります。

なお、国の調査においては、一度、不登校として数が上がった場合、その後、登校できるようになったとしても不登校の実績としての数は計上されたままとなっております。

また、別紙資料を御覧ください。

昨年度の不登校を含む長期欠席につきましては、桂川小学校が23名、令和4年度と比べますと2名の増、東小学校は2名で、令和4年度と同数、中学校は53名、前年度と比較しますと12名の増で、3校合計で78名となりまして、令和4年度の64名から14名の増となっております。令和6年度は4月から11月までの状況でございます。

次のページですが、小学校6年生から現在の中学校、各学年の同一集団での推移で、現在の中学1年生が青色、中学2年生がオレンジ、中学3年生がグレーの表となっております。中学1年生は小学6年生の時点からほぼ横ばい、中学2年生は小学6年生から中学1年生になり増加傾向でしたが、本年度に入って減少してきております。中学3年生は小学6年生から右肩上がりに増加してきておりますが、本年度は若干減少してきております。

また、フリースクールに通っている場合や家庭でのオンライン学習でも一定条件を満たせば出

席扱いができるようになっております。フリースクールに通っている児童生徒については学校長がフリースクールでの活動を認めて出席扱いになるようになっております。

簡単でございますが、説明は以上です。

○（井上町長） ただいま説明が終わりました。この点について御意見、御質問等を頂きたいと思っております。

まず、平井課長、重大事案と重大事態、これはあえて分けてるんですか。

○（平井学校教育課長） すいません。同じ内容になります。正式には重大事態です。

○（井上町長） 事態ですね。

○（大庭教育長） よろしいですか。

○（井上町長） お願いします。

○（大庭教育長） 御承知のとおりですが、平成29年にいじめ防止対策推進法が定められました。当然ながらその中でも重大事態が発生したときの対応ということで、いじめの問題を単なる学校だけの問題とはせず、行政も含めたところで重大事態になったときには学校設置者にも報告しなければならないということが法律の中に規定されていました。

しかしながら、令和4年度から重大事態の報告件数が過去最高という形になっています。増えた要因としては、学校といじめに関係した家庭・本人の間の調整が円滑にできずに、話が混乱してしまったことによるものが全国的にも近隣の市町でも非常に多く出てきたところです。

まず、いじめの重大事態というのは、いじめを起因としていじめられた子供が自死を行うとか自傷行為等を行うというもの、また、いじめを起因として不登校になる、そういったものを重大事態として定義されているところですが、非常に重大事態が増えてきたということで、国も、昨年、新たなガイドラインを示しました。

今、この概要について私の手元にありますが、このガイドラインを見ると、これはとにかくいじめられた側の立場のすべてを受け入れてその対処に当たるという学校等にとっては非常に厳しい内容であります。ですので、結局は、関係児童生徒、特に、被害児童生徒の聞き取りなどを綿密に行わなくてはならない。そして、被害を受けた児童生徒及び保護者の方もその報告を受けながらというところに対応をしているところですが、そういったところが非常に不十分にあったということで、これによりさらに話がこじれますと、第三者委員会を設立しなければならない、そして、外部の方がいじめの事案を調査しなければならないという状況にまでなってしまうケースの発生について、県内をはじめ、全国的にも報告がありました。

特に近隣の市町ではこのようないじめを起因とする不登校になった時点で、いきなり第三者委員会を立ち上げて、学校、教育委員会、そして、関係者への聞き取りが不十分なまま、被害児童に対しても聞き取りを重要視し、最終的には被害者があの時に受けた発言がいじめ、それから不

登校につながったと第三者委員会が判断をする形があります。そうなってくると学校としては意見が言いたくても言えない。被害者側からの一方的な申出が最重要視されてしまうので、非常に学校としては厳しい状況です。いじめはもちろん起こしてはなりません、こういった形で混乱してくると学校が本来取り組んで関わっていたところまでも否定されてしまうという状況にもなっています。

私も教育長会としては、学校も地教委も設置者もいじめの問題については真剣に考えてはいるけれども、あまりにも一方的過ぎる内容が非常に多いので幾らガイドラインを変えたとしても根本の法律の中に書いてある条文が非常に曖昧な状況です。だから、法律を改正していかないとガイドラインを幾ら改正しても厳しいものには変わらないのが現状です。

ただ、法律に基づいていじめが起こった場合の対応はしなければならないし、法律だからするという話ではないんですけれども、子供たちが健やかに学校生活を過ごせるためにいじめを根絶していかなければなりません。しかしながら、先ほどの報告でいじめの数が急増したというのは、それだけ学校でも早期発見に努めていった。これまで見過ごしていたものを報告するようになったということが背景にあるということをお理解いただければと思います。

○（井上町長） ほかにいかがでしょうか。——先ほどの説明の中で、桂川小学校のは令和5年度が9件で令和6年度に23件で、いわゆる捉え方によって、これだけ数字が大きく動いてくると。その部分でいわゆる認知の基準、先ほどの重大事態ということであれば報告しなければいけないということですが、では、何ををもって重大事態とするのかと。非常にそのあたりが曖昧であると。もちろん、いろんな形があるかと思いますが、そのまず基本的な考え方は私は理解できていないのですが、何かありますか。

○（山中主任指導主事） 法的に整備されていますし、ガイドラインも出ておりますが、先ほど教育長が言われたように瑕疵があるのではないかとこのところもございますが、社会通念上、いじめといいますと、けんか両成敗はいじめではないだろうとか、悪口を言ってたたかれたから悪口を言ったほうが悪いと。今までは、社会通念上、そうだったかと思いますが、現在の考え方は原因はいつでもよくて、まずは本人が嫌な思いをしたという時点で、もういじめとして認知する。だから、重大事態にしても保護者が重大事態ですと訴えればそのように取り扱わなければいけない。

○（井上町長） そういったものですか？

○（山中主任指導主事） だから、それは今教育長が言ったように法的整備にも瑕疵があるのではないかとこのところでは。

○（新宮教育委員） 今、みんなが声を出せるようになったというのはすごくいいと思います。だから、件数が増えているんですね。「言えない、言えない」じゃなくて、ちょっと嫌な思いをし

たと言えているんですね、子供たちが。だから、件数が増えているんだと思います。全国的に、重大事態、いじめに発展しているのは保護者の関係がうまくいっていないんじゃないかと思っています。今、子供たちは言えているけど、本当に保護者は言えているのかなと。そこが一番今から考えていかなきゃいけないのかなと私は感じています。保護者とうまくいってればそこまでにならないのかなと。

○（原野教育委員） いいですか。

○（井上町長） はい。

○（原野教育委員） 保護者の件でいきますと、こういった細かい報告が、上がってくるというのは親同士の間関係が希薄になりつつあるからではないかと。トラブルがあったとしても親同士の話し合いとか、「あそこの子ならうち知っているからお互いさまやね」というのが以前はあったと思うんですけど、今はそれがなくなりつつあるんで、親のつながりがないから本当に細かいことでも上がってくるのかなというのは毎月聞いてて思えることではあります。

というのと、あとは、重大事態になる案件ですね。要はいじめが原因で自殺してしまう子とか、金銭的なところを要求して犯罪に近いような状態になるような事案というのは、結局、親がその子に対してきちんと愛情を持って育てていない。愛情不足が根底にあるんじゃないかなと思うんですね。

愛情を持って育てられれば実際にそういうところまで行き着く前にやっばりまずいかなと。親とか兄弟とか身内のことが多分頭に浮かぶと思うんですね。ここまでやったら、多分、こうなったら親が悲しむかなとかそういったところも出てくるんじゃないかなとは思っています。

多分、愛情不足が根底にあるのかなというのがあるので。いじめる側が当然悪いとは思いますが、いじめた側も愛情を持って接してあげないと根本的な解決にならないのかなというのはちょっと思っているところであります。

○（皆越教育委員） いいですか。

○（井上町長） はい。

○（皆越教育委員） いじめになるのは、対象というか、嫌なことがあって学校に来られなくなった子の中に、例えば、しゃべり方をからかわれたり、障害とは言えないんだけども少しうまくしゃべることができないとかいう子とかもいるじゃないですか。そういった子については、他者が見ても別にそこまでひどくないのに本人の気にする気持ちがすごく大きいからほんのちょっとやっば、からかうまでとはいかないけど、そこを言われるとどうしても気になって学校に来られなくなるということもあると思うんですね。

そういう面で考えると本人が嫌だろうかという基準を重要とするのはそういった事例があるからかなと思うんですね。そういう子供たちがすくい上げられないかと考えると、ちょっと甘過ぎ

るんじゃないのみたいな部分はあるかもしれないけれども、その判断は難しいのかなと思います。

あと、不登校、長期欠席。6年11月で人数が減っていることについてなんですけど、具体的に何かきっかけがあってとかいい事例があったら教えていただきたい。

○（山中主任指導主事） 折れ線グラフが今年度になって急激に減っているというところの要因は私なりに分析したところでは3点あると思っています。

一つは統合型校務支援システムと申しまして、今までは出席簿は紙でやっけていまして、週末に統計する、月末に統計するというので、なかなか、担任は3日続けて休んでいるというのは分かるけど、他の教員や管理職は分からなかったというのがこのシステムの導入によってリアルタイムに分かるようになりました。出席、欠席、遅刻、早退が。だから、リアルタイムで見ることによってスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに家庭訪問しましょうよとかそういう指導・助言が頂けるようになったという。そのことによって早期対応ができるようになったというのが1点。

2点目は、マンツーマン対応と申しまして、以前は不登校だったら担任が責任を持って対応するというものでしたけど、マンツーマンというように、担任だけではなくて、子供との関係性がいい先生、A児にはB先生が行きなさい、C児にはD先生が行きなさいという関係性を重視して対応をするようにしております。これは非常に効果があったかと思っております。

3点目は中学校に限っては校則をなくしたと。実際はありますが。例えば今までは茶髪で登校すると直してからでない駄目ですよと言ってきたけど、まずは受け入れてその上で子供たちの考え方を改善していくといったことがうまくいっているのかなと思っております。

○（皆越教育委員） 確かに中学校はハードルが低くなったというか、小学校から1年生で入学しているんなことで先生との、ちゃんとしなきゃというのがあったり、いろいろな軋轢があったような気はしますけど、すごく軽くなったような雰囲気は感じますね。体育祭についてもすごく楽しくできて、時期が5月なので割と入学してすぐ大変なことで体育祭の準備とかでいろいろ怒られたりとか多かったようには思いますけど、その辺の先生方の誘導がすごく柔軟になった感じはすごくあるかなと思います。

○（井上町長） ほかにいかがでしょうか。

○（河部教育委員） いいですか。

○（井上町長） はい。

○（河部教育委員） いじめの問題について、毎月、定例教育委員会で報告を受けております。そこで思うのは、学校において実施しておりますいじめアンケート、また、生活アンケート、それ

らの記載事項を確実に先生、または子供たちに聞き取りをして、放置をすることなく、また、漏れなく確認をして重大事態に至らないように対応していくというのが一番の重要な点だと。このように考えております。

○（井上町長） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。——それでは、時間もかなり押してきましたので、報告事項（1）から（3）まで3点上げました。ここを通して何かありましたら。

よろしいでしょうか。——それでは、4番目の協議に入りたいと思います。将来の教育施設の在り方についてということであります。

この点につきましては、以前にも学校の施設の状況、あるいは今後の統廃合等も含めたお話等についてやってきた経過がありますけれども、現在の段階として町としての教育施設の在り方、将来の在り方について取りまとめたものは特にございません。

そういう意味で、今日は、総合教育会議の中では、フリートークで、今、委員の皆さんが捉えている課題、あるいは方向性、そういったことについて意見交換ができたらと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いします。

○（井上町長） まず、学校の校舎をはじめ、いわゆる老朽化が著しい部分があります。そういったものに対する対応、これが一つの大きなネックになってこようかと思っております。

もう一つは、御存じだと思いますけども、今、町として県に県道豆田稲築線の道路の改良工事をお願いしています。国道方面からの用地買収もだんだん進んできております。6年度も10件相当の用地買収が終わったという状況で、7年度中には、一部、工事の着工ということにもなってございます。

すぐというわけではありませんけれども、いずれにしましても、近い将来には、現在の小中学校の特に出入口の部分、あの部分の工事にかかるという。それに合わせて桂川中学校のプール、これが同時期にかかりますのでこれの撤去というような状況にもなっております。そういう、非常に背景的な部分から考えましても、学校、教育施設の在り方ということについて町として取り組んでいく必要性に迫られているというように感じておりますので皆さん方からの率直な御意見をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○（河部教育委員） 私からは、将来の教育施設の在り方について理想を申し上げます。あくまで理想です。町の活力と魅力に満ちあふれたまちづくりの一環として教育施設は地域に開かれた施設であるべきだと考えております。質の高い学びを実現する教育環境を整備する観点から多様な学習に対応した機能的な施設で複合型教育施設整備を進めるべきと考えております。

1つ目は放課後の学童機能、2つ目は子供の居場所機能、3つ目は生涯学習機能、4つ目は防災備蓄機能、5つ目は避難所機能など。現在の少子化の中で教育施設は地域との連携や協働が図

れるような施設にしていく必要があります。ますます地域の拠点として活用して地域が学校を支えることで学習環境の向上・充実を図るというイメージだと、そのように考えております。あくまでも理想です。

○(井上町長) ありがとうございます。非常にいろいろな点で指摘事項が多いかと思えますけども、まず、こういった考え方を基準に持ちながら具体的にどういう対応・対策を練っていくべきかというのが課題になってくると思います。

ほか、いかがでしょうか。

○(皆越教育委員) いいですか。

○(井上町長) はい。

○(皆越教育委員) 子供たちの安全を考えると、新しい校舎を建設しないということはありません。では、その建設をどのくらいの計画でやっていくのかという明確な計画を立てないと。予算の計上に当たっては、建てたところから必ず修繕の予算というのが上がってくるのが常ですから、今まで建設しているところの何年度に建設というところが決まると、それまでの修繕計画、修繕しようと思っていたところを修繕しないというところで予算は組み替わっていったはずですし、簡単な話ではないと思いますので、一応、建て替えに対しての積立てというのが明確に記されていくべきじゃないかと思って。

町も、町民が子供たちを預ける学校というところで、安全面が確保されていないのではないかと不安感は、年々、年数がたてばどんどん増えていくばかりですし、新しくそういう計画を立てることに一番意義があるのではないかと。町民と一緒に考えるというふうなつもりできちんと建設計画というものが町民にも見えるような形であるべきではないかと思っています。

他の市町村でも、建設をした方がいいが、結局、その後の計画で返済が始まると予算がまたその返済の額に押し潰されて本来行わないといけない教育現場のソフト面に今度は予算が回せないというところも耳にしますので、しっかりとその辺は綿密に考えていかなければいけないのではないかと思いますので、一日も早く、そういうソフトでもハードでもきちんとした資金計画を立てるのに必要な人員を集めて計画をきちんと立てることだと思っています。

○(井上町長) ありがとうございます。ほかはいかがですか。

○(新宮教育委員) 理想から言えば、単純にすばらしい学校があれば町の魅力というのはどんどん発展していく。子供たちも楽しいだろうし、と思うんですが、予算の関係等を考えると今はどうなのかなと思ってます。「各教室に全部エアコンが入りました。悪いところは修繕していきます。電子黒板も入りました」とやっている中で、全部やめて新しく建てましょうというのは違うかなと思うんですが、先ほど言われたように、「じゃあ、いつですか」となったときにいつも「今は違うけど、将来は」と言っていたらいつまでたっても。本当に壊れてからでは遅いんです

よね。けが人が出たりしてからでは遅いので計画を立てていかなければいけないと思います。

○（井上町長） お願いします。

○（原野教育委員） 話の論点がずれるかもしれないんですけど、将来的に、今もそうなんですけど、施設は老朽化すると、当然、手を加えていかなければいけない。その費用をどうしますかというところでどんどん議論されていくわけですけど、今後に関して、できるのであればもう老朽化を前提とした造りというよりも建て替えというリフォームですよ。今の建築方法って昔に比べて大分変わってきていると思うんですよ。

うちの会社の話をしますと、築50年近くたっていたやつなんですけど、結果的には取り壊して別なものを建てたんですけど、その話が出る前に「50年前のものでも造りがしっかりしていますからリフォームすればここまで立派になりますよ」という提案をしてきた建築会社もいたんです。

そういう話を聞いていると、学校教育施設に関しても、いずれは建て替えをしなければいけないのでしょけど、その耐用年数を持たせるためにはリフォームありきでの建て方、最初から。何十年か後には、これをまたリフォームして、再度、延命措置というか、延長して使えるような造りというのを提案してくれるところを前提に今後やっていただければ少しは予算的にも抑えることもできるだろうし、見た目というよりも機能性的なところでも新たな気持ちで使えるようなものが出来上がっていくんじゃないかなと思っております。ただ、それが可能かどうかですね。

○（皆越教育委員） 原野さんの言っていることも一理あると思います。例えば同じアパートを建てるにしても、最初からここは後で何年たったらここが悪くてこのぐらい費用がかかるというのは建てるほうは分かっている。それをこちらサイドでより費用がかからないような案を持ってきていただける業者を選定しないといけないなと思います。

○（原野教育委員） それと、あと、造ったときに見た目を必ず重視されるかなと思うんですけど、シンプルに造るほうが後々のメンテナンスも基本的には金額的にかかかっていかないというところもありますので、他の市町ですが、外観にこだわったような、凝った造りになっている。これは後々のメンテナンスが大変だろうなと思って見学したことがあるんです、だから、今の見た目よりも先々のことを考えたシンプルなものでも長く使えそうなものというものを提案していただきたい。

この辺で一番いい例というのは福岡市の実は地下街なんですよ。あれなんて私が中学生ぐらいのときに出来上がったやつなんですけど、今でも古くささを感じさせない。あれも大分少しづつ手を加えながら変わってきてはいるんですけど、基本的なところは何も変わっていないんですよ、あの地下街というのは。ですので、ああいうものが学校にも取り入れられたら長く飽きも

こないようなというのとしっかりいつまでも使えるようなものというのを提案してくれるところを検討していけばちょっとは負担が少なくなるのかなというのはい思いますけど。

○(井上町長) ありがとうございます。ほかにはどうでしょうか。——先ほどから言われてますように、いわゆる、理想的に言えばという前提がありますけれども、今のフリートークの内容からいけば、やはりまず理想を描かなければいけないと思います。理想を描いて、それはそのとおり実現することは難しいかもしれない、けれども、その理想を描く体力、ベースというか、そういったものが今は重要です。だから、安全性とかいろんな機能性とか、そういった文言が言葉ではずっと表現されていますけれども、それを具体化したときにどういう形が求められるのかと。ここら辺は、ある程度、専門的な技術を持っている人でないと難しいかなという気もしています。

ただ単に投げっぱなしというわけにはいかないと思います。仮にお願いするとしても基本になる考え方というのはしっかり示さなければいけないと思いますから。そういう意味ではシンプルなほうがいいという意見、私もそう思います。

そして、また場所といいますか、「じゃあ、どこに」という、これがまた大きな問題でなかなか難しい面がありますけども、そういうことも含めて、また委員の皆さんには時間を置いて考えていただいて、そして、また次のこういう機会、協議ができる機会を持ちたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。今日は、貴重なご意見、ありがとうございました。

以上、そういう形で4番目の協議は終了したいと思います。

では、その他に移りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○(大庭教育長) その他ということで、お手元に色刷りの資料を置いております。

これは、今、国会が開催されておりますけども、その中で提出されている法案であります。名称からすると「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」という非常に難しい話ですが、要は教員の働き方改革というところをこれにうたっている法律であります。

この分については、各政党も教員の働き方改革ということについては同意を得ていますので、多分、この法律は可決されて、早速、施行されるものと思っています。

ただ、いかんせん、教員の働き方改革とともに一方では教員の処遇改善というのがありまして、今、超過勤務時間数が多いにもかかわらず教員の給与が低いというところがあります。果たしてこれが本当に低いのかどうかというところもあるとは思いますが、根本は、これだけ苛酷な労働条件の中で給与もそれなりに上がっていかない、そういったことで新たな教員が入ってこないというところが全て絡んでくるような状況であります。

そういった中で文科省と財務省の大臣折衝の中でこの本案を通す条件として予算の問題があっ

たんですが、そこで、交渉の結果、落ち着いたところは、資料の下のほうからいきますけれども、現在、教職員は教職調整額というのが4%ついております。次年度からこれを1%ずつ上げていって令和12年をめどに最大10%まで上げていくということになっています。

それと働き方改革を推し進めていくために教員を増やしていきますというところ。一つは小学校の専科教員というのをこれまでの高学年に限定していたものを中学年まで広げていきます。それと中学校においては全ての中学校に生徒指導担当教員を配置していきますというところ。

そして、現在、学校の中では主幹教諭という位置づけがありますが、その間に教員があつて、指導教諭、主幹教諭、そしてあとは管理職、教頭、校長というところがあるんですが、教員と主幹指導教諭の間にまた新たに役をつくって、そして、特に若年層の指導に当たるという、そういった定数もつくように予算上はなっています。

そういったところ、財務省としては、これだけの予算をかけているんだから、一方、働き方改革については文科省のほうにしっかりと推し進めてくれという形で、そこが1番のところになるんですが、一層の推進というところで、現在、学校も働き方改革ということで常に教員の超過勤務というのは月80時間というのが一つのめどになっています。

80時間を超えた人間については、次の月、その次の月にはしっかり是正するようになっていくところで、こちらも調査をかけて指導もしているところではありますけれども、いかんせん、まだまだそれが、理想形には近づいていかないということで、学校、教育委員会においては、なお一層、働き方改革を進めていかなければならないという形になります。

働き方改革の計画というか、これを可視化するような形が法律の中でもうたわれております。ですので、教育委員会としては当該学校の働き方や超過勤務の削減についての方針を出さなくてはならないし、各学校においては、その計画を作成し、実施状況を報告する義務があります。

当然ながらその状況については教育委員会会議の中でも報告をしているところですが、これをさらには総合教育会議の中で報告するという義務づけも行われておりますので、あえて今回は出させていただきました。

教員の働き方改革というところについては、現在、学校教育課でもホームページに掲載しようという形で、今、作業を進めているところでありますし、何よりも保護者、そして、また地域の方々にも教員の働き方改革ということをしつかりと啓発していかなければと。

今、特に中学校の働き方改革の超過勤務の一番の要因となっているのが部活動指導であります。そして、前回から議題にもしていますように、やっとではございますが、部活動の地域展開が本年1月から本格的にスタートするような形となりました。しかしながら、当該部活動については柔道、サッカー、吹奏楽と限られたものになっています。全ての部活動を地域にというところまでには至っておりません。

そういった形で、私どもとしても教員の働き方改革をなお一層進めていかななくてはならないし、また、教育委員会だけではなく、町、行政にもこのことを御理解いただく、そして、また保護者や地域の皆様にも御理解をしていただくという意味でこの実施計画、そして、また実施状況を報告する義務があるということになっておりますので、次回の総合教育会議においても、働き方改革の実施状況、そういったものについては報告をさせていただく必要がありますので前振りという形でお知らせをしたところでございます。

以上でございます。

○（井上町長） このことについて何か御質問等がありますか。よろしいですか。——それでは、長時間にわたる会議、ありがとうございました。

これをもちまして、第1回桂川町総合教育会議を閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午前11時50分閉会